

T-m e s s e ～富山県ものづくり総合見本市2019～  
ポスターデザインコンペ 募集要項

1 趣旨

「T-m e s s e ～富山県ものづくり総合見本市2019～」は、工作・産業機械、電子・電機、IT、プラスチック、アルミ、繊維、医薬品、化学など広く国内外のものづくり技術や製品を展示し、経済交流の促進を図るとともに、県民にもものづくり技術を紹介することを目的とし、富山県が1年毎に開催しています。今回のポスターデザインコンペは、本見本市のイメージが広く周知されることを目的として実施します。

2 募集内容

(1) 概要

近年、インダストリー4.0といわれるIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）関連技術などを活用した産業変革の動きが加速している中、富山の優れた技術・技能がモノづくりの近未来に向けて、成長を遂げるイメージが伝わるデザインを掲げることで、国内外出展企業の募集から来場者増加に向けたPRツールとして、ポスター等の印刷物・案内サイン等に使用します。

(2) デザインに求める点

- ・近未来に向けて技術・技能が新たなものと融合し変化を遂げるイメージが伝わるもの
- ・女性の関心度を高めるもの
- ・新たな和暦（元号）となるため、新時代をイメージするもの
- ・企業間、地域間連携をイメージさせるもの
- ・若い世代が好むデザインであること
- ・必ずしも、これまでのデザインに拘らずインパクトがあるもの

(3) 提出物（以下「作品」とします。）

- ① 点数 個人：ひとり2作品まで、法人：1社4作品まで応募可能
- ② 作品 **A4縦版**（1作品につき3部）

<以下指定の文字を記載>

イベントタイトル： T-m e s s e 2019  
サブタイトル : 富山県ものづくり総合見本市  
開催期間 : 2019年10月31日（木）～11月2日（土）  
開催場所 : 富山産業展示館（テクノホール）東館・西館  
富山市友杉1682番地

- ・表現の方法は原則として自由とします。ただし、立体（突起物や凸凹）、額装・パネル化は不可。

- ・応募者が特定できる記述（団体名・必ずしも、これまでのデザインに拘らずインパクトがあるもの、記号等）を記載しないでください。
- ・用紙については、ケント紙またはそれに類する厚紙とします。
- ・裏面に応募者情報：氏名（社名）・連絡先（所在地／電話番号／Mail）  
※ボードなどには貼りつけず、折り曲がらないように厚紙などとともに封入すること

③ 作品データ（カラー pdf と jpg の 2 種をディスク又はメール添付で）

④ 制作意図（A4 縦版に 300 字以内。右下に氏名（社名）も明記のこと。）

(4) 締切

**平成 31 年 1 月 31 日（木） 17：00（必着）**

(5) お問い合わせ・作品送付先

公益社団法人富山県デザイン協会

〒939-1119 高岡市オフィスパーク5 TEL. 0766-63-7140

info@toyama-da.jp

作品の提出方法は、持参又は郵送・宅配。データはメールでも受付けます。

### 3 応募資格

富山県内に拠点をもちデザイン活動をしている個人、法人。

### 4 審査及び賞金

(1) 審査方法

- ・多様な視点から審査するため、富山県ものづくり総合見本市運営委員会ならびに事務局、デザインの専門家等を交えた審査委員会を構成します。
- ・審査委員会は本コンペの趣旨を理解し、最も優れた提案と評価する作品として最優秀作品 1 点、優秀作品 2 点を選定します。
- ・富山県ものづくり総合見本市実行委員会は、審査委員会の審査結果に基づき、最優秀作品 1 点、優秀作品 2 点を決定します。

(2) 審査委員会(10名)

富山県ものづくり総合見本市運営委員会より 3名

富山県ものづくり総合見本市事務局より 3名

富山県デザイン協会が推薦するデザインの専門家 3名

片岸昭二氏（福光美術館 館長）

熊倉桂三氏（プリンティングアーツディレクター）

山口久美子氏（アートディレクターズクラブ TOYAMA 会長）

富山県総合デザインセンターより 1名

(3) 賞金（内税）

以下の賞を選定します。

最優秀賞（1点） : 50万円

優秀賞（2点） : 各5万円

## 5 注意事項

### (1) 作品に関する注意事項

- ・作品は未発表のものに限ります。
- ・作品は如何なる理由によっても返却しませんのでご了承ください。
- ・制作費その他本コンペの応募に係る一切の費用は応募者側の負担とします。
- ・天災などの不可抗力による事故によって作品が破損した場合は、主催者はその責任を負いかねます。また、事故などにより作品の損傷が著しく、審査に耐えない場合には、作品の再提出を求めることがあります。

### (2) 作品の無効

次に掲げるいずれかに該当することを審査委員会が判断した場合は無効とし、審査の対象から除外します。

- ① 応募者情報の内容に虚偽が認められる場合
- ② 作品が本募集要項で定める条件・仕様等に適合しない場合
- ③ 作品が既に公表または他のコンペに提出されている場合
- ④ 同一人物（法人）が規程以上の作品を応募した場合
- ⑤ 作品が第三者の権利を侵害している場合
- ⑥ 応募者又は応募者の属する団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
  - ・反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。
  - ・反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。
  - ・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。
  - ・上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - ・その他、本コンペの趣旨に沿わないと審査委員会が認めた場合。

## 6 作品に係る権利の取扱い

応募者は、次の事項に同意のうえ作品を提出するものとします。また、応募者が作品を提出した場合には、応募者は以下の事項に同意したものとみなされます。

- (1) 作品に係る所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含みます）、その他一切の権利（知的財産権を登録する

権利を含みます)を、作品の提出時に富山県ものづくり総合見本市実行委員会に無償で譲渡するものとします。

- (2) 応募者が、第三者に権利(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作者人格権、著作隣接権その他一切の権利)が帰属する素材または方法等を作品中に使用するときは、その使用に関し当該権利を有する者から書面による事前の承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任(使用料の支払いを含む。)を応募者が負うこととします。
- (3) 応募者は、富山県ものづくり総合見本市実行委員会が作品と同一または類似のデザイン、コンセプト、ネーミング、技術的思想及びアイデア等を本コンペとの関連の有無にかかわらず作出し、使用する場合があることを承諾し、一切の異議を申し立てしないこととします。
- (4) 応募者と協議の上、修正をお願いする場合があります。
- (5) 入賞作品の発表及び展示に関する権利に関しても、富山県ものづくり総合見本市実行委員会に帰属するものとします。

## 7 個人情報の取扱い

本コンペ実施にかかわる個人情報を下記の取扱いにより管理します。

### (1) 利用目的

応募者(共同制作者を含む)の氏名、年齢、所属団体名、勤務先住所、自宅住所、E-mail アドレスなどの個人情報は、本コンペ実施上の連絡や資料等の発送など事務手続きのみに利用します。ただし、入賞者におきましては、プレスリリースなどの方法により、作品とともに応募用紙に記載された氏名、所属、勤務先等を公表することがあります。

### (2) 第三者への提供

法令に基づき開示が義務付けられる場合、個人情報を提供した応募者の同意がある場合、その他これに準ずる正当な理由がある場合を除き、個人情報を目的外に利用し、又は第三者に提供することはありません。

## 8 応募者への提供資料

資料1 本見本市 募集概要

資料2 前回・前々回のデザイン

資料3 本見本市 前回開催報告書(冊子)の必要ページ

上記データを公益社団法人富山県デザイン協会HPに掲載します。